

認定こども園

(幼稚園型・保育所型・地方裁量型)

指導検査基準(令和7年4月1日適用)

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

(凡例)以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

番号	関 係 通 知	略 称
1	平成18年6月15日法律第77号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」	認定こども園法
2	平成26年9月24日八王子市条例第37号「八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例」	市条例

【参考】

1	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
2	昭和22年12月24日法律第233号「食品衛生法」	食品衛生法
3	昭和28年8月31日政令第229号「食品衛生法施行令」	食品衛生法施行令
4	昭和23年7月13日厚生省令第23号「食品衛生法施行規則」	食品衛生法施行規則
5	令和2年8月5日薬生食監発0805第3号「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」	薬生食監発0805第3号通知
6	平成20年3月7日雇児総発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	雇児総発第0307001号通知
7	平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」	雇児総発第36号通知
8	平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	社援施第65号通知
9	平成8年6月18日社援施第97号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」	社援施第97号通知
10	昭和41年7月27日児発第470号「児童福祉施設等における赤痢対策の推進について」	児発第470号通知
11	平成16年1月20日雇児発第0120001号「児童福祉施設等における衛生管理等について」	雇児発第0120001号通知
12	昭和39年8月1日児発第669号「児童福祉施設等における衛生管理の強化について」	児発第669号通知
13	平成9年8月8日社援施第117号通知「社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について」	平成9年社援施第117号通知
14	昭和33年4月10日法律第56号「学校保健安全法」	学校保健安全法
15	昭和33年6月10日政令第174号「学校保健安全法施行令」	学校保健安全法施行令
16	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
17	令和5年12月14日こ成安第142号、5教参学第30号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第142号通知
18	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知

目 次

1 認定こども園の類型	1	7 非常災害対策	9
(1) 幼稚園型認定こども園	1	8 安全対策	9
(2) 保育所型認定こども園	1	(1) 安全計画の策定等	9
(3) 地方裁量型認定こども園	2	(2) 自動車を運行する場合の所在の確認	10
2 基本方針及び園の管理	2	9 虐待等の防止	10
(1) 人権の擁護	2	10 教育及び保育の体制	11
(2) 秘密保持等	2	(1) 教育及び保育の内容	11
(3) 苦情への対応	2	(2) 教育及び保育を行う期間及び時間	11
(4) 情報の提供等	2	11 食事の提供	12
(5) 掲示	3	(1) 幼稚園型認定こども園	12
(6) 運営状況の評価等	3	(2) 保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園	13
(7) 業務継続計画の策定等	3	12 感染症等への対応	14
(8) 障害者雇用等の推進	3	13 健康・安全の状況	15
3 職員の状況	3	(1) 健康診断	15
(1) 職員配置	3	(2) アレルギー疾患	16
(2) 職員の資格	4	(3) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	17
4 職員研修	4	(4) 事故防止	18
5 認定こども園の長の責務	5		
6 建物及び設備	5		
(1) 建物及び設備の状況	6		
ア 幼稚園型認定こども園	6		
イ 保育所型認定こども園	6		
ウ 地方裁量型認定こども園	7		
(2) 建物設備の安全及び衛生	8		

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 認定こども園の類型	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下、「認定こども園」という。）は、次に掲げるいずれかの類型に該当するものとする。 ※本指導検査基準の他に、平成27年12月7日府子本第391号、27初幼教第28号、雇児保発1207第1号「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、保育所型は保育所、幼稚園型は幼稚園、地方裁量型は認可外保育施設として指導監査を実施する。				
(1) 幼稚園型認定こども園	ア 単独型 幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間以外の時間において、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園 イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物並びにその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの （ア） 並列型 当該認定こども園を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該認定こども園を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されている施設 （イ） 年齢区分型 当該認定こども園を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該認定こども園を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行う施設		(1) 市条例第3条第1号		
(2) 保育所型認定こども園	保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。		(1) 市条例第3条第2号		

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 地方裁量型認定こども園	保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設であって、市長が別に定める「認可外保育施設指導監督基準」を満たすものをいう。		(1) 市条例第3条第3号		
2 基本方針及び園の管理					
(1) 人権の擁護	1 認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2 認定こども園は、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用負担の有無によって、差別的な取扱いをしてはならない。	1 園児一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。 1 国籍、社会的身分等により差別的扱いをしていないか。	(1) 市条例第11条第1項 (1) 市条例第15条第1項	(1) 園児一人一人の人格を尊重していない。 (2) 一部不適切な行為がある。 (1) 国籍、社会的身分等により差別的扱いをしていないか。	C B C
(2) 秘密保持等	1 認定こども園の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 認定こども園は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	1 職員等が秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	(1) 市条例第17条第1項 (2) 市条例第17条第2項	(1) 秘密保持のために必要な措置を講じていない。 (2) 秘密保持のための必要な措置が不十分である。	C B
(3) 苦情への対応	認定こども園は、園児又はその保護者等からの援助に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。	1 苦情を受け付けるための窓口を設置し、苦情解決に適切に対応しているか。	(1) 市条例第24条	(1) 窓口の設置その他の必要な措置を講じていない。 (2) 窓口の設置その他の必要な措置が不十分である。	C B
(4) 情報の提供等	1 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。 2 認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し、当該認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	1 保護者に対し、情報を開示するよう努めているか。 1 社会地域との交流及び連携を図るよう努めているか。 2 保護者や地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めているか。	(1) 市条例第18条 (1) 市条例第11条第2項	(2) 保護者に対し、情報を開示するよう努めていない。 (1) 社会地域との交流及び連携を図るよう努めていない。 (2) 保護者や地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めていない。	B B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 掲示	認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。	1 認定こども園である旨の表示をしているか。	(1) 市条例第23条	(1) 認定こども園である旨の表示をしているか。	C
(6) 運営状況の評価等	認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。	1 教育及び保育の質の質向上のための取組をしているか。	(1) 市条例第11条第2項、第21条	(1) 教育及び保育の質の質向上のための取組をしているか。	B
(7) 業務継続計画の策定等	1 認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、子どもの教育及び保育（満3歳未満の子どもについては、その保育）を継続的に実施するための、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 2 認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。	1 業務継続計画を策定し、定期的に見直しを行っているか。 1 職員に対し周知しているか。 2 必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	(1) 市条例第16条の2第1項、第3項 (1) 市条例第16条の2第2項	(1) 業務継続計画の策定又は定期的な見直しを行っていない。 (1) 職員に周知していない。 (1) 研修及び訓練を定期的実施していない。	B B B
(8) 障害者雇用等の推進	認定こども園は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注の機会の増大に協力するよう努めるとともに、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。	1 障害者就労施設等の受注機会の増大に協力するよう努めているか。 2 障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めているか。	(1) 市条例第12条	(1) 障害者就労施設等の受注機会の増大に協力するよう努めていない。 (2) 障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めていない。	B B
3 職員の状況					
(1) 職員配置	1 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 市条例第4条第1項	(1) 職員配置が適正でない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 職員の資格	2 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するものに共通の4時間程度の利用時間については、学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（学級担任）に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は35人以下を原則とする。 1 認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者（以下「登録を受けた者」という。）でなければならない。 2 認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園に係る教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（以下「幼稚園教諭免許状」という。）を有し、かつ、登録を受けた者でなければならない。ただし、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、登録を受けた者を置くことが困難である場合は、いずれかの資格を有する者としてすることができる。 (1) 学級担任 幼稚園教諭免許状を有する者。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、学級担任を幼稚園教諭免許状を有する者としてすることが困難であるときは、登録を受けた者であって、その意欲、適正及び能力等を考慮して適当と認められるものが幼稚園教諭免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。 (2) 教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者 登録を受けた者。ただし、幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合であって、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を登録を受けた者としてすることが困難であるときは、幼稚園教諭免許状を有する者であって、その意欲、適正及び能力等を考慮して適当と認められるものが保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者としてすることができる。	1 共通する4時間程度の利用時間について、学級を編制し、各学級ごとに学級担任を置いているか。 2 1学級の子どもの数は35人以下を原則とする。 1 必要な資格を有する者が配置されているか。	(1) 市条例第4条第2項 (1) 市条例第5条第1項 (1) 市条例第5条第2項、第3項	(1) 学級担任が不在である。 (2) 正当な理由なく、1学級の子どもの数が35人を上回っている。 (1) 資格を有する職種において、有資格者が配置されていない。	C C C
4 職員研修	1 認定こども園の職員は、常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	1 常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めているか。	(1) 市条例第14条第1項	(1) 必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めていない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
5 認定こども園の長の責務	2 認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のため、外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。	1 職員に対し、研修の機会を確保しているか。	(1) 市条例第14条第2項	(1) 研修の機会を確保していない。 (2) 研修の機会の確保が不十分である。	C B
	1 (1) 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、認定こども園の長（以下「園長」という。）を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。（幼稚園型認定こども園（並列型及び年齢区分型）においては、幼稚園又は保育機能施設の施設長が園長を兼ねることができる。） (2) 園長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。	1 園長を置き、一体的な管理運営を行っているか。	(1) 市条例第9条	(1) 園長が専任となっていない。 (2) 園長としての勤務実態が不明確である。	C B
		1 園長はその責務を果たしているか。	(1) 市条例第5条第4項	(1) 運営管理上問題が生じている	C
	2 園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとるとともに、教育及び保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	1 常に園児の保護者と密接な連絡をとっているか。 2 教育及び保育の内容等について、保護者の理解及び協力を得るよう努めているか。	(1) 市条例第20条 (1) 市条例第20条	(1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 連絡が不十分である。 (1) 保護者の理解及び協力を得るよう努めていない。	C B B
6 建物及び設備 (1) 建物及び設備の状況	認定こども園の建物等は、子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能である場合及び子どもの移動時の安全が確保されている場合を除き、それぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。	1 認定こども園の建物等は、それぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあるか。	(1) 市条例第6条第1項	(1) それぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にない。	C
※ 該当する認定こども園の類型を参照					

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ア 幼稚園型認定こども園	1 園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。以下、同様とする。）は、次の基準を満たさなければならない。 ・ 1学級 180平方メートル ・ 2学級以上 $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル	1 園の面積が基準を満たしているか。	(1) 市条例第6条第2項	(1) 園の面積が基準を満たしていない。	C
	2 (1) 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。 (2) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、その園舎の面積が1に規定する基準を満たすときは、この限りでない。 (3) 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、イの基準を満たすときは、アの基準を満たすことを要しない。 ア 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。 イ 次の掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについてアの規定により算定した面積を加えた面積以上であること。 ・ 2学級以下 $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル ・ 3学級以上 $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル	1 構造設備が基準を満たしているか。 2 在籍児に見合う基準面積が確保されているか。	(1) 市条例第6条第3項 (1) 市条例第6条第4項 (1) 市条例第6条第5項、第7項	(1) 構造、設備が基準を満たしていない。 (2) 基準面積が不足している。	C
	3 満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、乳児室又はほふく室を設けなければならない。 乳児室及びほふく室の面積は、満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。		(1) 市条例第6条第9項		
イ 保育所型認定こども園	1 園舎の面積は、次の基準を満たさなければならない。ただし、2(2)に規定する基準を満たす場合はこの限りではない。 ・ 1学級 180平方メートル ・ 2学級以上 $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル	1 園の面積が基準を満たしているか。	(1) 市条例第6条第2項	(1) 園の面積が基準を満たしていない。	C
	2 (1) 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。	1 構造設備が基準を満たしているか。	(1) 市条例第6条第3項	(1) 構造、設備が基準を満たしていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 地方裁量型認定こども園	(2) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。 (3) ア 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、アの基準を満たすときは、イの基準を満たすことを要しない。 (ア) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。 (イ) 次の掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについてアの規定により算定した面積を加えた面積以上であること。 ・2学級以下 $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル ・3学級以上 $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル イ 次に掲げる要件を満たす場合、認定こども園の付近にある適当な場所に屋外遊技場に代えることができる。 (ア) 子どもが安全に利用できる場所であること。 (イ) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。 (ウ) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。 (エ) 前項に規定する屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。 3 満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、乳児室又はほふく室を設けなければならない。 乳児室及びほふく室の面積は、満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。	2 在籍児に見合う基準面積が確保されているか。	(1) 市条例第6条第5項、第6項 (1) 市条例第6条第8項	(2) 基準面積が不足している。	C
	1 園舎の面積は、次の基準を満たさなければならない。ただし、2(2)に規定する基準を満たす場合はこの限りではない。 ・1学級 180平方メートル ・2学級以上 $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル 2 (1) 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。 (2) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、その園舎の面積が1に規定する基準を満たすときは、この限りでない。	1 在籍児に見合う基準面積が確保されているか。 1 園の面積が基準を満たしているか。 1 構造設備が基準を満たしているか。 2 在籍児に見合う基準面積が確保されているか。	(1) 市条例第6条第9項 (1) 市条例第6条第2項 (1) 市条例第6条第3項 (1) 市条例第6条第4項	(1) 基準面積が不足している。 (1) 園の面積が基準を満たしていない。 (1) 構造、設備が基準を満たしていない。 (2) 基準面積が不足している。	C C C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 建物設備の安全及び衛生	(3) ア 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、(ア)の基準を満たすときは、(イ)の基準を満たすことを要しない。 (ア) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。 (イ) 次の掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについてアの規定により算定した面積を加えた面積以上であること。 ・2学級以下 $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル ・3学级以上 $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル イ 次に掲げる要件を満たす場合、認定こども園の付近にある適当な場所に屋外遊戯場に代えることができる。 (ア) 子どもが安全に利用できる場所であること。 (イ) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。 (ウ) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。 (エ) 前項に規定する屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。		(1) 市条例第6条第5項、第6項、第7項 (1) 市条例第6条第8項		
	3 満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、乳児室又はほふく室を設けなければならない。 乳児室及びほふく室の面積は、満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。	1 在籍児に見合う基準面積が確保されているか。	(1) 市条例第6条第9項	(1) 基準面積が不足している。	C
	1 認定こども園は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けるとともに、採光、換気その他の園児の保健衛生及び園児に対する危害防止に十分考慮した構造設備を設けなければならない。	1 施設の採光、換気塔の環境は適切か。	(1) 市条例第11条第3項	(1) 環境が著しく悪い。	C
		2 構造設備に危険な箇所はないか。		(1) 構造設備に危険な箇所がある。 (2) 備品が損傷して危険である。 (3) 危険物が放置されている。 (4) 構造設備その他にやや危険な箇所がある。	C C C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
7 非常災害対策	2 認定こども園は、子どもの使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備え、それらの管理を適正に行わなければならない。	1 子どもが使用する設備等の衛生管理に努め、必要な措置を講じているか。	(1) 市条例第16条の3第1項	(1) 必要な措置を講じていない。	C
		2 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。		(2) 必要な措置が不十分である。	B
	1 園長は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害の種類及び規模に応じた具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	1 非常災害に際して必要な設備が適切に設けられているか。	(1) 市条例第13条第1項	(1) 必要な医薬品等が備えられていない。	C
		2 消防計画を作成しているか。		(2) 必要な医薬品等の整備・管理が不十分である。	B
8 安全対策 (1) 安全計画の策定等	2 避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回、これを行わなければならない。	1 非常災害に際して必要な設備が適切に設けられているか。	(1) 市条例第13条第1項	(1) 必要な設備が設置されていない。	C
		2 消防計画を作成しているか。		(2) 整備が不十分である	B
	1 認定こども園は、子どもの安全の確保を図るため、当該認定こども園の設備の安全点検、職員、子ども等に対する施設外での活動、取組等を含めた認定こども園での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他認定こども園における安全に関する事項についての年間スケジュール（安全計画）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 また、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	1 避難訓練及び消火訓練等を適切に実施しているか。	(1) 市条例第13条第2項	(1) 消防計画を作成していない。	C
		2 安全計画を策定し、定期的に見直しを行っているか。		(2) 消防計画の内容に不備がある。	B
	2 認定こども園は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならない。	1 避難訓練及び消火訓練等を適切に実施しているか。	(1) 市条例第13条第2項	(1) 毎月避難及び消火訓練を実施していない。	C
		2 安全計画を策定し、定期的に見直しを行っているか。		(2) 実施方法が不適切である。	B
	1 認定こども園は、子どもの安全の確保を図るため、当該認定こども園の設備の安全点検、職員、子ども等に対する施設外での活動、取組等を含めた認定こども園での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他認定こども園における安全に関する事項についての年間スケジュール（安全計画）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 また、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	1 安全計画を策定し、定期的に見直しを行っているか。	(1) 市条例第13条の2第1項、第4項	(1) 安全計画を策定していない。	C
		2 職員に対し、安全計画を周知しているか。		(2) 安全計画を策定していない。	B
		1 職員に対し、安全計画を周知しているか。	(1) 市条例第13条の2第2項	(1) 職員に周知していない。	C
		2 研修及び訓練を定期的実施しているか。		(2) 職員への周知が不十分である。	B
		2 研修及び訓練を定期的実施しているか。		(1) 研修及び訓練を定期的実施していない。	C
				(2) 研修及び訓練が不十分である。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 自動車を運行する場合の所在の確認	3 認定こども園は、子どもの安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。	1 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	(1) 市条例第13条の2第3項	(1) 保護者に周知していない。 (2) 保護者への周知が不十分である。	C B
	1 認定こども園は、子どもの施設外での活動、取組等のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。	1 子どもの乗車及び降車の際に、子どもの所在を確認しているか。	(1) 市条例第19条の2第1項	(1) 子どもの乗車及び降車の際に、子どもの所在を確認していない。	C
	2 認定こども園は、子どもの送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行わなければならない。	1 子どもの見落とし防止装置が設置されているか。 2 安全装置を用いて、子どもの降車時に所在の確認を行っているか。	(1) 市条例第19条の2第2項	(1) 子どもの見落とし防止装置が設置されていない。 (2) 安全装置を用いて、子どもの降車時に所在の確認を行っていない。	C C
	9 虐待等の防止	1 市との連携を図り、入園する子どもの選考を公正に行っているか。 1 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 市条例第15条第2項 (1) 市条例第16条第1項 (2) 児童福祉法第33条の10	(1) 選考方法が公正でない。 (2) 選考方法に不備がある。 (1) 心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	C B C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
10 教育及び保育の体制 (1) 教育及び保育の内容 (2) 教育及び保育を行う期間及び時間	(1) 子ども身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (2) 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。 (3) 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による(1)、(2)及び(4)に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 (4) 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。			(2) 一部不適切な行為がある。	B
	3 園長は、園児に対する虐待事案の早期発見及び防止に努めるため、職員に対し虐待防止研修を実施する等必要な措置を講じなければならない。	1 職員に対し虐待防止研修を実施する等の必要な措置を講じているか。	(1) 市条例第16条第2項	(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。	C B
	1 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づいたものであること。	1 教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づいているか。	(1) 市条例第8条 (2) 認定こども園法第6条	(1) 教育及び保育の内容が適切でない。 (2) 教育及び保育の内容が不十分である。	C B
	2 子どもの1日の生活のリズム、集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。	1 子どもの1日の生活のリズム、集団生活の経験年数等に配慮しているか。	(1) 市条例第8条	(1) 子どもの1日の生活のリズム、集団生活の経験年数等に配慮していない。 (2) 配慮が不十分である。	C B
	1 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を行う時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して園長が定めなければならない。	1 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を行う時間は、家庭の状況等を考慮して定められているか。	(1) 市条例第10条	(1) 正当な理由なく、教育及び保育を行う時間が8時間を下回っている。 (2) 教育及び保育時間を定めるにあたり、家庭の状況等が考慮されていない。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
11 食事の提供 ※該当する認定こども園の類型を参照 (1) 幼稚園型認定こども園	2 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。	1 開園日数及び開園時間は、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められているか。	(1) 市条例第10条	(1) 開園日及び開園時間を定めるにあたり、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められていない。 (2) 正当な理由なく、家庭での保育を依頼している。	C B
	1 子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、食事の提供を行う子どもの数が20人に満たない場合においては、調理室を設けないことができる。この場合においても、必要な調理設備を備えなければならない。	1 園内で調理しているか。 2 調理室を設けない場合、必要な調理設備を備えなければならない。	(1) 市条例第7条第1項、第6項	(1) 園内で調理しているか。 (2) 調理室を設けない場合、必要な調理設備を備えなければならない。	C C
	2 子どもに食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに子どもの身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。	1 献立を適切に作成しているか。 2 子ども一人一人の状況に応じた食事を提供しているか。 3 給与栄養量の目標を設定しているか。	(1) 市条例第7条第2項	(1) 献立表を作成していない。 (2) 献立が季節感等を考慮した変化に富む内容になっていない。 (3) 責任者の関与がない。	C B B
	3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	1 あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	(1) 市条例第7条第3項	(1) 正当な理由なく、献立に従って食事を提供していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園	4 認定こども園は、子どもの健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	1 食を営む力の育成に努めているか。	(1) 市条例第7条第4項	(1) 食を営む力の育成に努めているか。	B
	5 満3歳以上の子どもに対する食事を、園外部で調理し搬入する場合は、次に掲げる要件を満たさなくてはならない。この場合においても、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	1 満3歳以上の子どもに対する食事を、園外部で調理し搬入する場合、必要な要件を満たしているか。	(1) 市条例第7条第5項	(1) 要件を満たしていない。	C
	ア 子どもに対し食事を提供する責任を有する当該認定こども園の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。	2 調理のための設備を備えているか。		(1) 必要な設備を備えているか。	C
	イ 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市等の栄養士から、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等の栄養士による必要な配慮が行われること。				
	ウ 調理業務を受託する者については、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。				
	エ 調理業務を受託する者については、子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー疾患等への配慮、必要な栄養素量の確保等子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。				
(2) 保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園	オ 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。				
	1 子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。	1 園内で調理しているか。	(1) 市条例第7条第1項	(1) 園内で調理しているか。	C
	2 子どもに食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに子どもの身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。	1 献立を適切に作成しているか。	(1) 市条例第7条第2項	(1) 献立表を作成していない。 (2) 献立が季節感等を考慮した変化に富む内容になっていない。 (3) 責任者の関与がない。	C B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
12 感染症等への対応	3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 4 認定こども園は、子どもの健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 1 感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 2 食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調理や調乳を行う者については、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。特に、赤痢、サルモネラやO157等の感染症・食中毒の予防は極めて重要であり、調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。	2 子ども一人一人の状況に応じた食事を提供しているか。		(1) 子ども一人一人の状況に応じた食事を提供していない。	C
				(2) 子ども一人一人の状況に応じた食事の提供が不十分である。	B
		3 給与栄養量の目標を設定しているか。		(1) 給与栄養量の目標を設定していない。	B
		1 あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	(1) 市条例第7条第3項	(1) 正当な理由なく、献立に従って食事を提供していない。	C
		1 食を営む力の育成に努めているか。	(1) 市条例第7条第4項	(1) 食を営む力の育成に努めているか。	B
		1 職員に対し、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するための研修及び訓練を実施しているか。	(1) 市条例第16条の3第2項	(1) 研修及び訓練を実施していない。	B
		1 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行っているか。	(1) 市条例第16条の3 【参考】 ・労働安全衛生規則第47条 ・食品衛生法第51条、第68条 ・食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 ・薬生食監発0805第3号通知 ・雇児総発第36号通知 ・社援発第65号通知 ・社援発第97号通知 ・児発第470号通知 ・雇児発第0120001号通知	(1) 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行っていない。 (2) その他不適切事項がある。 (検査項目不足等)	C B
		2 検便の検査結果を適切に保管しているか。	(1) 市条例第16条の3 【参考】 ・労働安全衛生規則第51条 ・食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 ・社援発第65号通知	(1) 検査結果を適切に保管していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
13 健康・安全の状況	3 調理従事者及び調乳担当者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者及び調乳担当者については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。 園長等の園の運営管理責任者は、衛生管理者等に調理従事者及び調乳担当者の健康状態を確認させること。また、衛生管理者に調理室等の衛生管理の点検作業を行わせるとともに、そのつど点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認するとともに、記録を保管すること。	1 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。	(1) 市条例第16条の3 【参考】 ・食品衛生法第51条、第68条 ・食品衛生法施行令第34条の2 ・食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 ・薬生食監発0805第3号通知 ・雇児総発第36号通知 ・社援施第65号通知	(1) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを行っていない（下痢、嘔吐、発熱、手指の傷、化膿創等）。 (2) 調理従事者・調乳担当者の健康チェックが不十分である。	C B
		2 調理室等の衛生管理は適切か。	(1) 市条例第16条の3 【参考】 ・食品衛生法第51条、第68条 ・食品衛生法施行令第34条の2 ・食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 ・薬生食監発0805第3号通知 ・雇児総発第36号通知 ・社援施第65号通知 ・児発第669号通知 ・平成9年社援施第117号通知	(1) 調理室等の衛生管理が不適切である。 (2) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。	C B
	4 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。	1 検食を適切に行っているか。	(1) 市条例第16条の3 【参考】 ・雇児総発第0307001号通知	(1) 検食を行っていない。 (2) 検食の実施方法が不適切である。 (3) 検食の記録を作成していない。	C B B
	認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。		(1) 市条例第19条		
	(1) 健康診断	1 園長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	1 入所時の健康診断を行っているか。 【参考】 ・学校保健安全法第11条	(1) 入所時の健康診断を行っていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) アレルギー疾患	アレルギー疾患を有する園児に関しては、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該園の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。 (対策例) ・人的エラーの対策としては、食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーを有する子供の調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとること、食物アレルギーを有する子供の食器の色などを変えて注意喚起することなどが挙げられる。 参考：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」 (平成28年3月 内閣府)	2 健康診断を年2回行っているか。	(1) 市条例第19条 【参考】 学校保健安全法第13条	(1) 健康診断を年2回行っていない。	C
		3 実施時期・方法等は適切か。 ・未実施児対策は十分か。	(1) 市条例第19条 【参考】 ・学校保健安全法第17条 ・学校保健安全法施行令 ・学校保健安全法施行規則	(1) 実施時期・方法等が不適切である。	B
		4 記録を作成しているか。	(1) 市条例第19条	(1) 児童の健康診断の実施状況とその結果を個人別に整理記録していない。 (2) 健康診断記録が不十分である。	C B
		1 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。	(1) 市条例第19条 【参考】 ・学校保健安全法26条 ・児発第418号通知 ・雇児総発第402号通知	(1) アレルギー疾患への対応を適切に行っていない。 (2) アレルギー疾患への対応が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。 医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、園児の顔が見える仰向けに寝かせ、睡眠中の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察し記録すること。 1歳以上であっても子どもの発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預け始めの子どもについては特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。	1 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。	(1) 市条例第19条 【参考】 ・学校保健安全法第26条	(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。 (2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。	C B
	(対策例) ・園児の顔が見える仰向けに寝かせる。 ・照明は、園児の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。 ・園児の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。 (0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。) ・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ・厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 ・必ず大人が見ていること。(園児から目を離さない、園児全員が見える位置につく、死角を作らない。) ・園児のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。園児を1人にしない。(園児だけにしない。) ・保育室内は禁煙とする。 ・日々、個々の体調確認の徹底(個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等) 参考：「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について (平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) 参考：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」 (平成28年3月内閣府) 参考：「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心マニュアル」 (令和4年8月改訂)	2 睡眠時チェック表を作成しているか。	(1) 市条例第19条 【参考】 ・学校保健安全法第26条	(1) 睡眠時チェック表を作成していない。 (2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 事故防止	1 危険等発生時において適切に対処することができるよう、認定こども園の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずること。 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、園児の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講ずること。 (対策例) ・危険な場所、設備等を把握しているか。 ・安全点検表を作成して、施設、設備、遊具、玩具等を定期的に点検し、具体的な点検項目や点検日及び点検者を定める。 ・あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、その結果を職員に周知して情報の共有を図る。 参考：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」 (平成28年3月31日付内閣府) ・園児の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達等）や当日の園児の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。 ・過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 ・クリスマスや年末年始、節分等の行事の際は、普段とは異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期すこと。 参考：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」 (平成28年3月31日付内閣府) 参考：「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」 (令和3年12月17日付厚生労働省事務連絡)	1 園児の事故防止に配慮しているか。	(1) 市条例第19条 【参考】 ・学校保健安全法第26条 ・雇児総発第402号通知別添2-1 ・府子本第659号通知	(1) 園児の事故防止に配慮していない。 (2) 園児の事故防止に対する配慮が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	・園児が日常的に利用する散歩経路や公園等について、危険箇所等の点検を行い、全職員で情報を共有する。 ・園外活動時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の職員が対応する。 ・散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける園児の人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して、迷子、置き去り防止策を徹底する。 ・職員体制が手薄の時は、特に安全に対し注意する。 参考：「保育所等での保育における安全管理の徹底について」 （令和元年5月10日内閣府・厚生労働省事務連絡） 参考：「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について」 （令和3年8月25日付厚生労働省・内閣府事務連絡） ・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。 ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。 参考：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」 （平成28年3月31日付内閣府）	2 損害賠償保険に加入しているか。	(1) 市条例第19条	(1) 損害賠償保険に加入していない。 (2) 損害賠償保険の内容が不適切である。	C B